

## 一般社団法人日本放射線看護学会 連携会員に関する申し合わせ

### 1. 連携会員

一般社団法人日本放射線看護学会（以下本会）は、定款第6条（3）により、本会の目的に賛同し、本会と連携・協働した活動を行う関連学会から推薦を受けた者（関連学会の会員）を連携会員とすることができる。

### 2. 推薦

- （1）理事会は、関連学会に対して、連携会員の推薦を依頼することができる。
- （2）正会員は、理事会に対して、連携会員の推薦をすることができる。
- （3）連携会員は、年度ごとに推薦を受ける。

### 3. 役割

連携会員は、専門的視点から本学会を支援し、学術活動の推進、学会の運営等で連携・協働する。

### 4. 資格等について

- （1）連携会員は、正会員と同じく、学術雑誌への投稿ができる。
- （2）連携会員の年会費及び学術集会参加費は、無料とする。

本申し合わせは、令和1年6月15日から施行する。